

笠松町予定価格事後公表試行要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、入札、契約制度の透明性及び競争性を一層高め、公正で効率的な事業の執行を確保することを目的とし、談合などの不正な入札の防止又は積算の妥当性の向上に資するため、笠松町競争入札予定価格事前公表要綱（平成13年笠松町訓令甲第4号。以下「公表要綱」という。）に規定する公表の方法及び閲覧の期間にかかわらず、町が発注する建設工事に係る予定価格の事後公表を試行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 予定価格の事後公表の対象とする建設工事は、笠松町指名業者選定委員会要領（昭和51年笠松町訓令乙第1号）第1条に規定する笠松町指名業者選定委員会が選定した建設工事（以下「事後公表試行工事」という。）について行うものとする。

(公表の方法等)

第3条 事後公表試行工事の予定価格の公表の方法及び期間については、公表要綱第3条及び第4条の規定にかかわらず、落札者が決定した後に公表するものとする。

(入札手続き等)

第4条 入札に関する手続き等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 競争入札に付し、入札者がいないときは入札を中止するものとする。
- (2) 入札者が1人しかいない場合であっても、入札を執行するものとする。
- (3) 事後公表試行工事に係る入札に参加する者は、初回の入札書とともに、入札書に記載する金額の積算根拠を示す書面を町長に提出するものとする。
- (4) 入札回数は2回までとし、初回の入札で落札者がいない場合は引き続き再度の入札を行うが、再度の入札に係る工事内訳書の提出は不要とする。
- (5) 再度の入札においても落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札価格の応札者と随意契約に向けての協議を行うことができるものとする。

(働きかけに対する対応)

第5条 笠松町に勤務する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する職員をいう。）は、特定の者の利益又は不利益を目的とした口利き、働きかけ等（以下「働きかけ」という。）を受けたときは、直ちにその事実を事後公表入札に係る働きかけ対応報告書（別記様式）に記載し、所属長を経由して町長へ報告するものとする。

2 報告の対象となる働きかけは、次の各号に該当する行為とし、それを行う全ての者を対象とする。

- (1) 公表前における設計金額、予定価格等に関する情報聴取行為
- (2) 公表前における入札参加者に関する情報聴取行為
- (3) その他公表前の入札、契約又は検査に関する情報聴取行為

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。